附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（都の標準税収入額の算定方法の特例）

2　当分の間、第一条の規定による都の標準税収入額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号中「第十四条」とあるのは「附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条」と、「から」とあるのは「に当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）に係る額を加算した額から」と、「及び航空機燃料譲与税」とあるのは「、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「合算額」とあるのは「合算額から当該基準財政収入額の算定基礎となった分離課税所得割交付金に係る額を控除した額」と、同条第二号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「地方税法」とする。

（平成二十九年度及び平成三十年度における都の標準税収入額の算定方法の特例）

3　平成二十九年度及び平成三十年度における第一条の規定による都の標準税収入額の算定に係る前項の規定により読み替えられた同条第一号の規定の適用については、同号中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。以下この号において同じ。）」と、「分離課税所得割交付金に」とあるのは「分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金に」とする。

○総務省令第一号
財務省令第一号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十三条第五項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令（平成二十年総務省財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千分の百二十五」を「千分の五十」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○総務省令第二号
財務省令第二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき、平成二十九年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令

地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を、公庫債権金利変動準備金四千億円とする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○総務省令第三号
財務省令第三号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第二条第十二号の十八」を「第二条第十二号の十九」に改める。

第十二条第一項中「居住者又は」を「居住者若しくは」に改め、「おける居住者」の下に「（以下この項及び第三項第二号において「相手国等における居住者」という。）」を、「もの」の下に「又は非居住者若しくは外国法人で相手国等における居住者であるもの」を加え、「による」を「に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する」に改め、同項第一号中「個人番号」の下に「（個人番号を有しない個人にあつては、氏名及び住所又は居所）」を、「法人番号」の下に「（法人番号を有しない法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。第三項第一号において同じ。）にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地）」を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　申立書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

第十二条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　申立書を提出する者（非居住者又は外国法人で相手国等における居住者であるものに限る。以下この号及び第五号において同じ。）の当該租税条約の相手国等における納税地及び当該申立書を提出する者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

第十二条第二項中「当該」を「同項の」に改め、同条第三項中「つき第一項の」を「つき当該租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する仲裁を要請しよう」に改め、同項第一号中「個人番号」の下に「（個人番号を有しない個人にあつては、氏名及び住所又は居所）」を、「法人番号」の下に「（法人番号を有しない法人にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及びその事業が管理され、かつ、支配されている場所の所在地）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　要請書を提出する者（非居住者又は外国法人で相手国等における居住者であるものに限る。以下この号及び第六号において同じ。）の当該租税条約の相手国等における納税地及び当該要請書を提出する者が当該相手国等において納税者番号を有する場合には、当該納税者番号

第十二条第三項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　要請書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、当該納税管理人の氏名及び住所又は居所

第十二条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該租税条約に規定する申立てをした年月日

第十二条第四項を削る。